

○国立大学法人上越教育大学会議費支出基準

(平成22年6月3日学長裁定)

最終改正 平成26年9月30日

国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）が主催する会議等において飲食物を供与するために要する経費（以下「会議費」という。）の取扱いは、次によるものとする。

1 本法人が主催する会議等における会議費の支出は、社会通念上許容される必要最小限にとどめるものとする。

なお、本法人の役員及び職員（非常勤職員及び非常勤講師等を含む。）並びに学生のみで行う会議等については、会議費の支出をしないものとする。ただし、当該会議等が寄附金事業であり、寄附目的に添うものであるときは、この限りではない。

2 会議費を支出できる事項は次の各号に掲げるものとし、原則として1人2,500円以内とする。ただし、第1号のうち国際儀礼上及び慣行上においてその趣旨及び必要性を学長が特に認めた場合は1人10,000円以内、第8号の特に認められたものは原則として1人5,000円以内とする。

- (1) 国際交流に係る懇談会及びレセプション
- (2) 記念行事、式典及び表彰に係る祝賀会
- (3) 産学交流又は地域交流に係る懇談会
- (4) 教育委員会との懇談会
- (5) 外国人留学生交流に係る懇談会
- (6) 講演会（外部講師に限る。）
- (7) 各種会議
- (8) その他第7項により特に認められたもの

3 前項第7号に掲げる各種会議の開催は、通常の勤務時間内に行うものとし、食事の提供は原則として行わない。ただし、やむを得ず、会議等が午前から午後及び、かつ4時間以上にわたって開催される場合は、この限りではない。

4 会議費の支出を必要とする場合は、事前に別に定める会議費支出伺を作成し、承認を得るものとする。

5 国立大学法人上越教育大学旅費規程（平成16年規程第52号）に定める旅費が支給される者に対し、会議費により食事を提供する場合は、同規程第42条の規定に基づく旅費の調整を行うものとする。

6 会議費の取扱いについて、補助金等に関する法令その他基準等に別段の定めのあるもののほか、寄附金その他外部資金を使用して実施する会議等に係る会議費として支出する場合についても、この基準を適用する。

7 この基準によりがたい場合は、その都度、学長に協議して決定するものとする。

附 記

この基準は、平成22年6月3日から適用する。

附 記（平成26年9月30日）

この基準は、平成26年10月1日から適用する。